

長門西町会

防犯まちづくりニュース



みんなで取り組む 7つの活動

できることから
はじめましょう



町会有志にて日常行える 防犯活動 = 「防犯まちづくり憲章」

をまとめました！

●全文は裏面をご覧ください。

1 登下校や放課後の子どもを見守ろう



登下校の時間にあわせ、掃除や植物のお世話がてら、子どもを見守りましょう

2 青パトや夜警などのパトロールを広げよう

現在実施している青パト活動に参加してみましょう



3 防災訓練などに子どもも参加しよう



お子さんが地域の防災訓練に参加し、地域での顔見知りの関係を増やしましょう

4 花壇やフラワーポットを増やそう



まちに草花を増やして、手入れしたり花を眺めたりすることで、地域を見守る目を増やしましょう

5 皆が集まる場で防犯をPRしよう



お祭りなど皆が集まる場所で防犯の取り組みを紹介し、多くの人に関心を持ってもらいましょう

6 防犯カメラを設置しよう



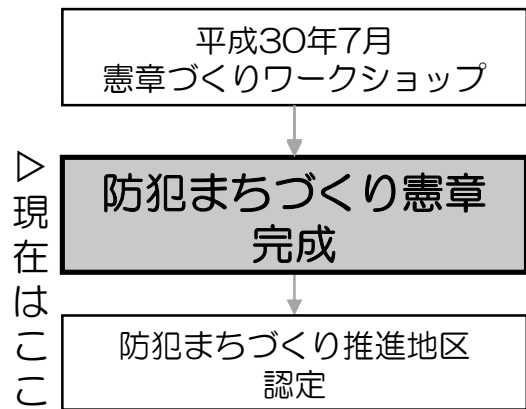
見守る目を補うために防犯カメラを設置しましょう

7 空き家などをつねに点検・報告しよう



空き家は普段から見守りながら、犯罪防止に努めましょう

防犯まちづくり推進地区認定の流れ



▷現在はこちら

防犯アドバイザーの協力を受け、町会で取り組める防犯活動を憲章として、7つの活動をまとめました。



長門西町会 防犯まちづくり憲章

長門西町会では、皆であいさつ、安心安全なまちをめざして、この憲章を定めます。

- 1 登下校や放課後の子どもの見守りをします。
- 2 これまでの取組（青色パトロールや夜警ほか）をさらに町会全体へ広げます。
- 3 避難所訓練、防災訓練に子どもも参加し、まちのコミュニケーションを高めます。
- 4 まちの目を増やすために花壇やフラワーポットなどの配置活動を行います。
- 5 町会の人々が集まる場で防犯の活動のPRをします（神社のお祭り、子ども会など）。
- 6 防犯カメラの設置をします。
- 7 地域の変化を日常的にチェックし、何かあれば区などに報告します（空き家等）。

今後、この憲章をふまえ、長門西町会を「防犯まちづくり推進地区」として区が認定する予定です。

認定後は、ステッカーを貼っていただき、防犯の「見える化」へのご協力をお願い申し上げます。

▼認定ステッカー



■問い合わせ先

足立区市街地整備室 まちづくり課
防犯まちづくり係（区役所南館4階）
電話 03-3880-5435